

## 議案第102号

## 福岡市公民館条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 理由

この条例案を提出したのは、福岡市公民館の使用料の額を適正なものに改める必要があるによる。

## 福岡市公民館条例の一部を改正する条例

福岡市公民館条例（昭和39年福岡市条例第91号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

## 別表第2

区 分	単 位	金 額
講 堂	1時間につき	円 600
そ の 他 の 室		350

## 附 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。